



Habitat Evaluation for G

二次的自然環境保全型ハビタット認証

G認証審査レポート

対象施設:斑尾東急ゴルフクラブ

申請者:東急不動産株式会社・東急リゾート&ステイ株式会社

目次

申請者・申請施設・申請区域.....	1
評価結果概要	2
要件 1. 建設前後の環境明示	3
要件 2. 現状の管理内容の確認	12
要件 3. 外来種等の使用抑制.....	16
要件 4-1. 生物多様性保全型の管理[除草剤不使用]	18
要件 4-2. 生物多様性保全型の管理[農薬不使用]	22
要件 5. 生物調査を踏まえた管理.....	25
要件 6. 普及啓発.....	26

申請者・申請施設・申請区域

申請者 東急不動産株式会社(東京都渋谷区道玄坂 1-21-1 渋谷ソラスタ)・
東急リゾート&ステイ株式会社(東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号
渋谷道玄坂東急ビル)

申請施設 斑尾東急ゴルフクラブ(長野県上水内郡信濃町古海 3575-8)

施設種別 ゴルフ場

申請区域・面積 全敷地(約 82ha)

開場年 1990 年 9 月

コース構成 全長 6606 ヤード OUT:9H Par36 IN:9H Par36

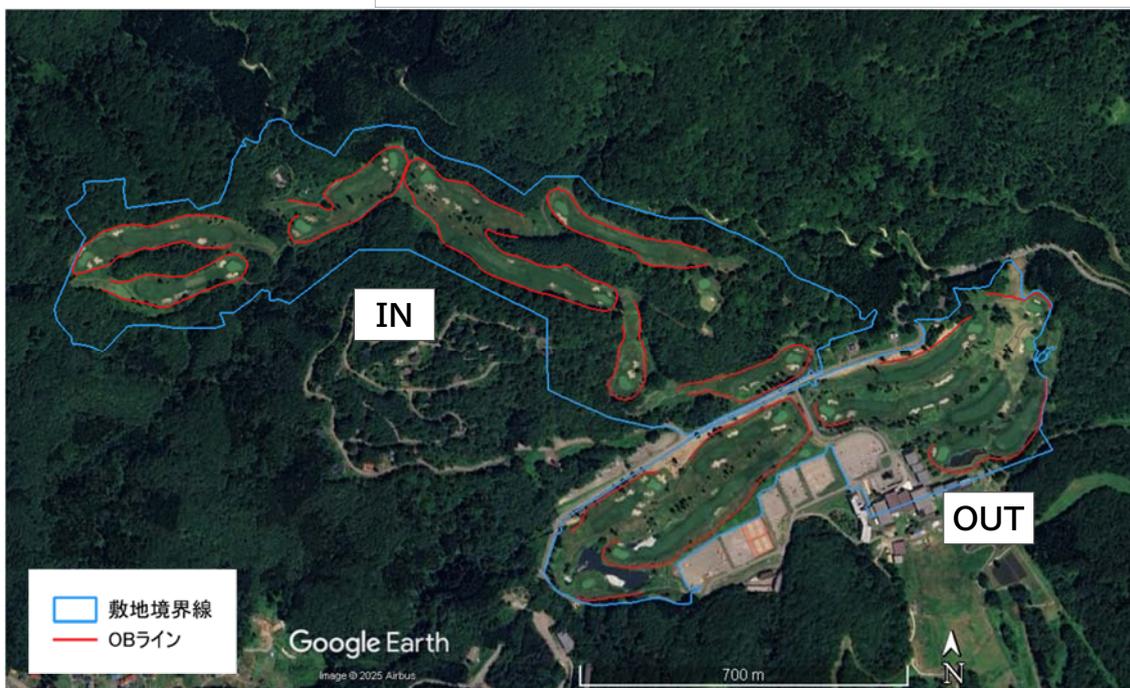
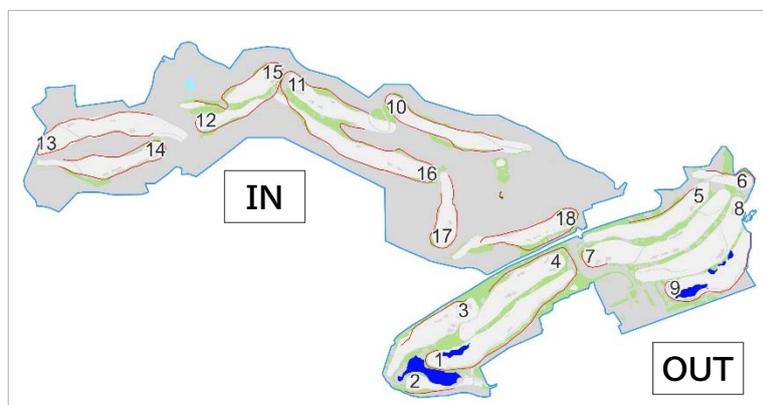


図.申請区域.
GoogleEarth
Image©2025 Airbus

評価結果概要

必須要件である要件 1～2 については整理済みであり、要件 3、6 についても満たす見込みである。要件 4-1 と 4-2 は 5.3%となる予定である。要件 5 については現時点では実施を見込んでいない。以上より、最終的な評価ランクは A2 となる。

表. G 認証ガイドライン ver1.1 に基づく評価結果(●は要件を満たした項目)。

ゴルフ場における要件		A3	A2	A1	AA3	AA2	AA1	AAA
1	建設前後の環境明示		●					
2	現状の管理内容の確認		●					
3	外来種等の使用抑制		●					
4-1	生物多様性保全型の管理 [除草剤不使用]							
4-1-1	全体の 5～10%		●					
4-1-2	全体の 10～20%				○			
4-1-3	全体の 20～35%					○		
4-1-4	全体の 35～50%						○	
4-1-5	全体の 50%以上							○
4-2	生物多様性保全型の管理 [農薬不使用]							
4-2-1	全体の 5～10%		●※2	○※3				
4-2-2	全体の 10～20%				○※3			
4-2-3	全体の 20～35%					○※3		
4-2-4	全体の 35～50%						○※4	
4-2-5	全体の 50%以上							○※4
5	生物調査を踏まえた管理							
5-1	優占種等の分布状況		○※2	○※3	○※3	○※3	○※4	○※4
5-2	希少動植物等の生息状況※1		※2	※3	※3	○※3	○※4	○※4
5-3	植物群落の状況						○※4	○※4
6	普及啓発		●					

※1:1 シーズン以上の概査 ○:2 シーズン以上の概査 ※2:要件 4-2、5-1、5-2 の内、1 つを実施
 ※3:要件 4-2、5-1、5-2 の内、2 つを実施 ※4:要件 4-2、5-1、5-2、5-3 の内、3 つを実施

総評

当該地域は山間部に立地しながら、かつては二次林として維持管理されてきました。約半世紀前から始まった当該施設の建設に伴って、約 5ha の二次林が伐採、または、管理停止されました。現在は、ゴルフ場敷地全体の約 40%が、農薬散布を含む集約的管理によって、芝地環境として維持されている状況にあります。

今回の G 認証申請にあたっては、上記のような環境の変遷や現状の管理内容を整理した上で、約 4.4ha の区域(OB ライン沿いやススキ草地に設定)については、これまで行われてきた集約的な芝地管理や、放棄状態にあった草地や樹林の管理方法を見直して、二次林や二次草地的な環境を意識した管理方法へ変更することが決定されました。これは、昨年に同事業者で認証取得された筑波東急ゴルフクラブに続く先進的な取組であり、当該地域から急速に失われつつある二次的自然環境を取り戻す第一歩として評価されるものです。

生物多様性保全型の管理区域については、まずは 5%を少し超える面積規模で実施していくこととなりますが、今後も引き続き、施設利用者の理解を得ながら、ラフや OB における同区域の拡大を目指していくことが望まれます。

加えて、これらの取組に対し、生物の生育状況等に関するモニタリング調査を実施できれば、その結果も踏まえた管理方法の見直しを通じて、当該施設の生物多様性保全効果をさらに高めることへつながるでしょう。

持続可能な経済・社会の実現が求められている現在、当該ゴルフ場の取組は、地域の生態系ネットワークを強化するものとして、国内外から注目されるものとなり得ます。今後も幅広いステークホルダーからの共感を得ながら、生物の多様性を重視した取組みが継続、発展していくことが期待されます。

評価認証機関 公益財団法人日本生態系協会

電話番号 03-5951-0244

認証日 2025年3月31日

有効期限 2030年3月30日

認証番号 G1-4532201-2401/00

要件 1. 建設前後の環境明示

要件

過去の空中写真や地形図、申請者から提供された資料等を元に、当該施設における過去から現在までの環境タイプの分布状況の把握を行うとともに、面積の推移を示す。

確認内容

空中写真を用いて、終戦直後(1940年代)から現在までの環境の推移を把握した。

終戦直後である 1948 年の空中写真からは、斜面には二次林のほか、若齢林や草地環境が広く占め、谷あいには農地(おそらく水田)として利用されており、平地には農地(主に水田)が広がっていたことが読み取れた。

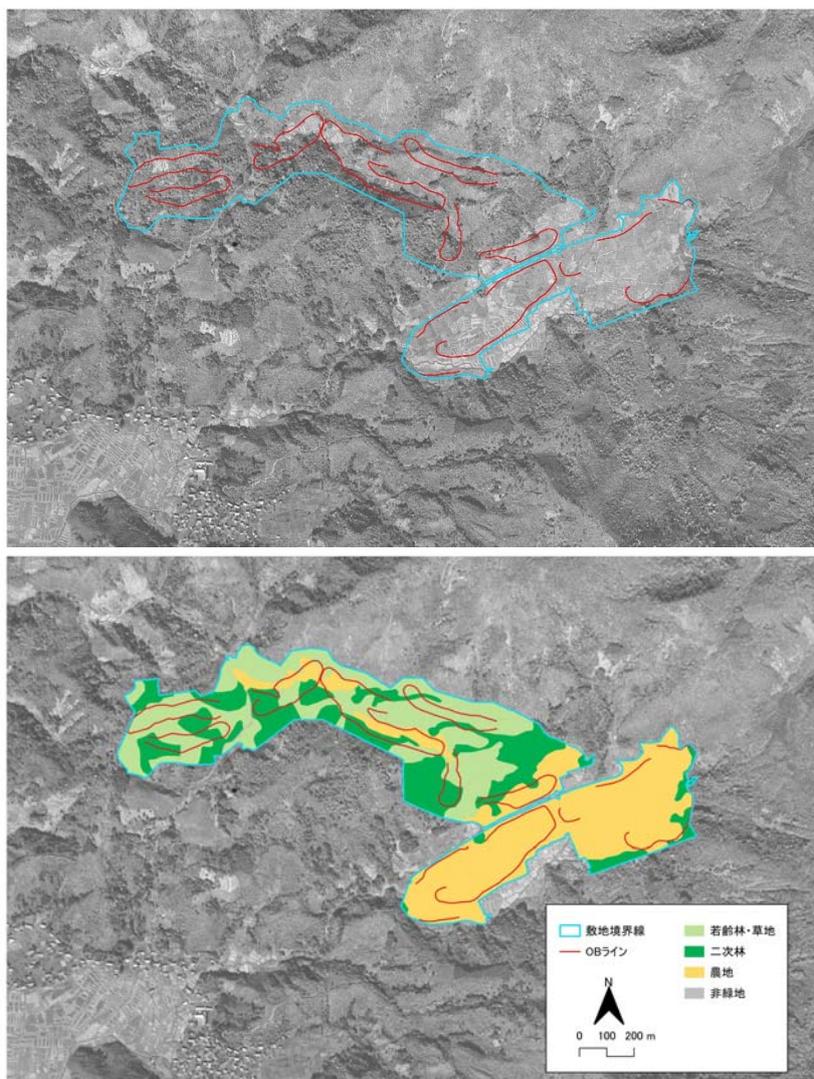


図. 戦後の環境タイプの分布状況. 米軍撮影の空中写真(1948年10月19日撮影)を元に作成した.

ゴルフ場造成前である1976年時点では、斜面は二次林のほか、針葉樹の人工林(主にカラマツ)が広く確認され、若齢林や草地環境はほとんど確認されなかった。平地は一部の農地を除いて耕作放棄された状況が確認された。

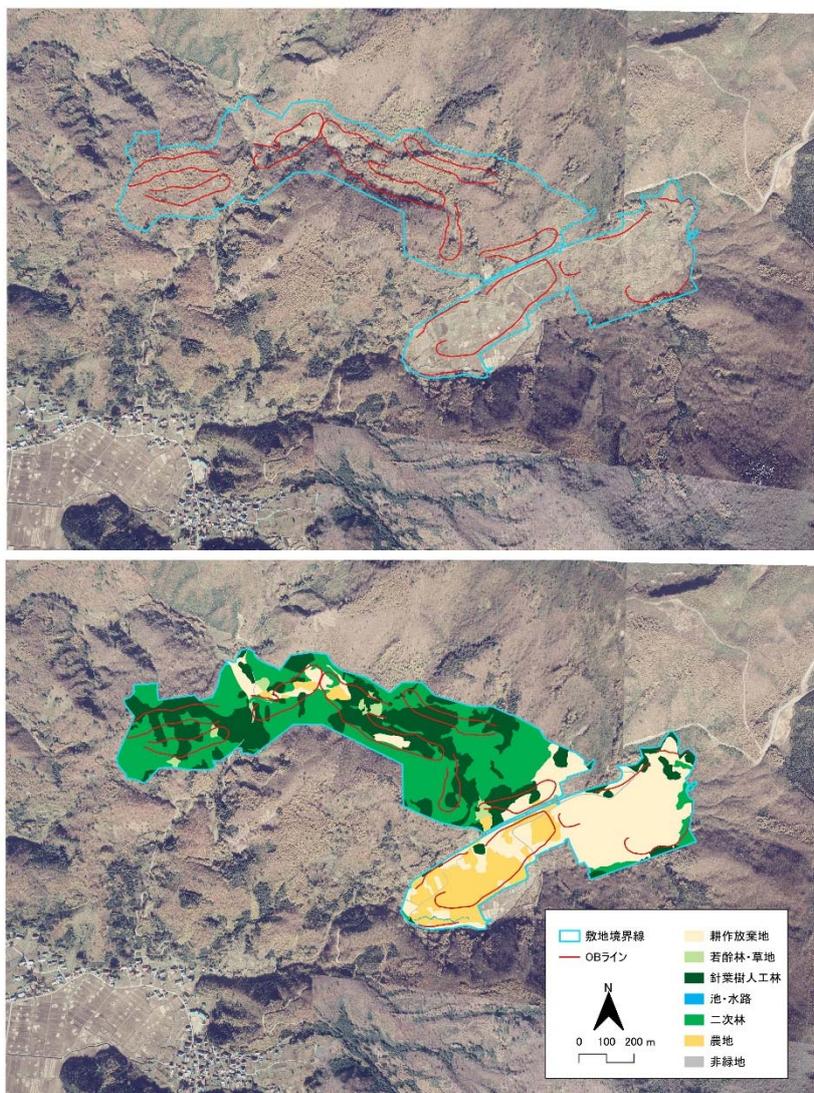


図. 造成前の環境タイプの分布状況. 国土地理院撮影の空中写真(1976年11月3日撮影)を元に作成した.

前ページの状態から樹林の伐採等による整備が進み、1990年に開場された。斜面はインコースとなり、芝生のほか OB エリアにおいては、ほぼ管理されていない樹林が大部分を占めている。平地はアウトコースとなり、大部分を芝生が占めている。

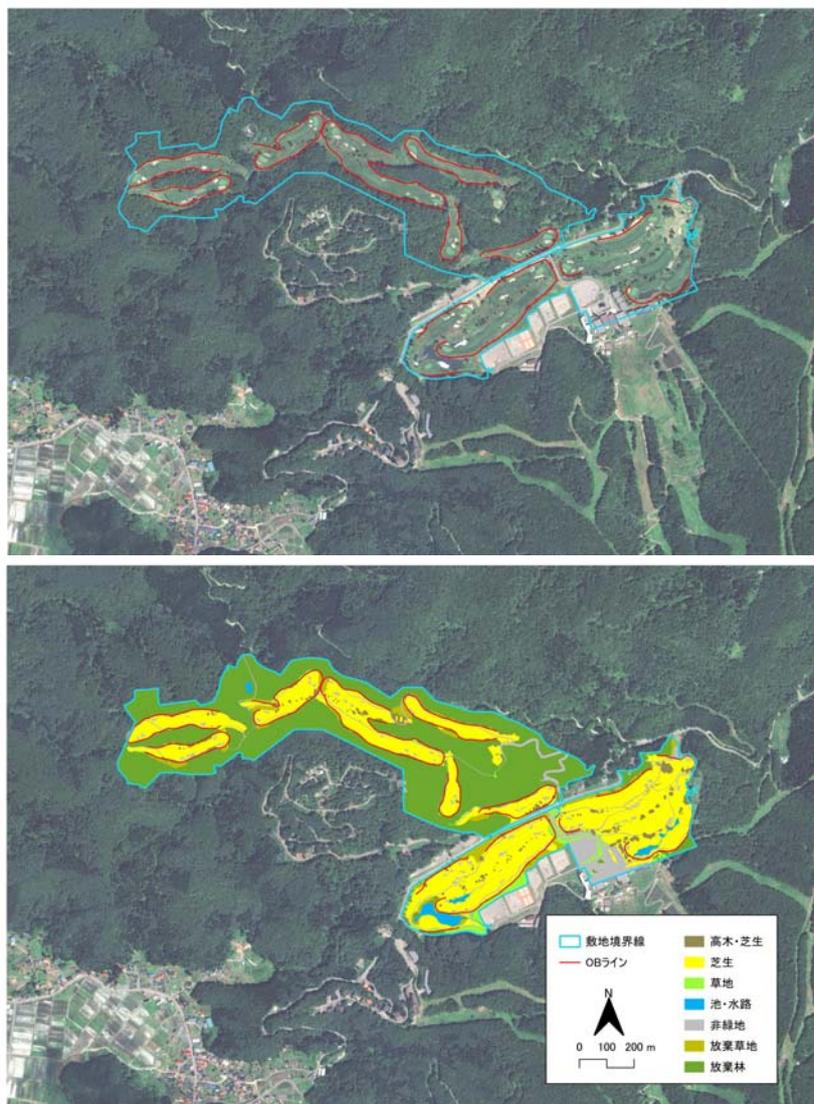


図. 当該スキー場の現在における環境タイプの分布状況. Google Earth Image@2025 Airbus を元に作成した.

前ページまでの結果より、各年代における環境タイプの面積の推移をグラフに示した。

終戦直後は、二次林と若齢林・草地がそれぞれ約 3 割ずつを占めていたが、主に若齢林・草地を中心に針葉樹人工林(主にカラマツ)への転換が進み、着工前の 1976 年時点では約 3 割が針葉樹人工林で、二次林は約 3 割となった。

現在は、OB エリアに位置する管理を行っていない放棄林・放棄草地と、主にフェアウェイやラフに位置する高木と芝生の組み合わせから成る樹林が約 5 割を占めており、それ以外の大部分は芝生となっている。

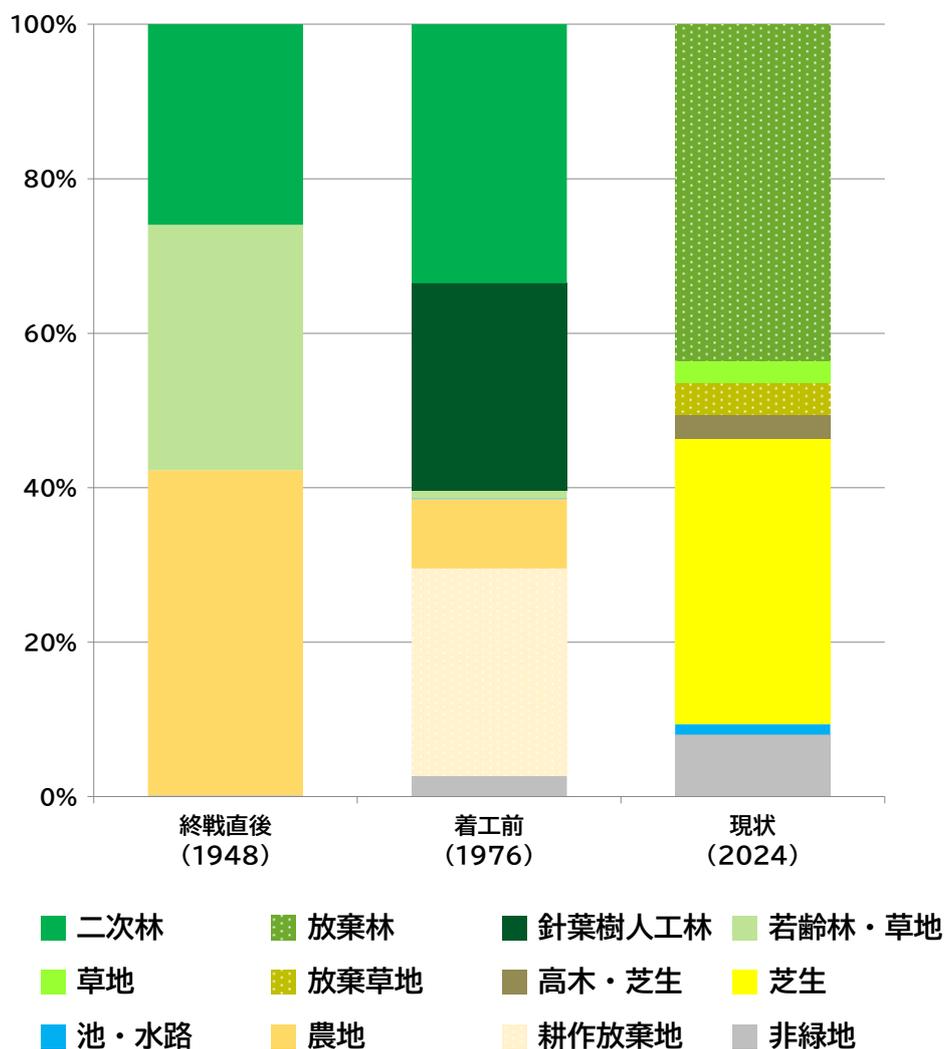


図. 終戦直後から現在までの環境タイプの面積の推移.

各環境タイプにおける過去からの変遷パターンについては、下表のように整理された。

これらの内、現在、樹木等が存在する区域としては、ケース 1～22 が該当する。ケース 1、4、6 は、かつての二次林や若齢林・草地であり、工事によって伐採後に管理放棄されて放棄草地となっているものである。ケース 9、11、17 は、かつての二次林や若齢林・草地であり、工事の際してもそのまま残され管理放棄されて放棄林となっているものである。ケース 21 は、かつての二次林が工事によって伐採・造成後に草地となっているものである。

上記以外のケース 2～3、5、7～8、10、12～16、18～20、22 については、かつて二次林や針葉樹人工林、農地であったものが、放棄草地、放棄林、草地へ整備されたパターンとなる。

表. 各環境タイプにおける過去からの変遷パターン.

ケース	終戦直後 (1948年)	⇒	着工前 (1978年)	⇒	申請時 (2024年)	区域		
1	二次林	管理状況不明	二次林	伐採・管理放棄	放棄草地			
2	二次林	植林	針葉樹人工林	伐採・管理放棄				
3	二次林	管理状況不明	農地	管理放棄				
4	若齢林・草地	管理状況不明	二次林	伐採・管理放棄				
5	若齢林・草地	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?				
6	若齢林・草地	管理状況不明	若齢林・草地	伐採・管理放棄				
7	農地	耕作放棄	耕作放棄地	管理放棄				
8	農地	耕作放棄	耕作放棄地	植樹?管理放棄				
9	若齢林・草地	管理状況不明	二次林	管理放棄	放棄林	OB エリア		
10	若齢林・草地	植林	針葉樹人工林	管理放棄				
11	若齢林・草地	管理状況不明	若齢林・草地	管理放棄				
12	若齢林・草地	管理状況不明	耕作放棄地	植樹?管理放棄				
13	農地	維持管理	農地	造成?・植樹 管理放棄				
14	農地	管理状況不明	二次林	管理放棄				
15	農地	管理状況不明	若齢林・草地	管理放棄				
16	農地	植林	針葉樹人工林	管理放棄				
17	二次林	管理状況不明	二次林	管理放棄				
18	二次林	植林	針葉樹人工林	管理放棄				
19	二次林	管理状況不明	耕作放棄地	植樹?管理放棄				
20	農地	耕作放棄	耕作放棄地	造成?			草地	
21	二次林	管理状況不明	二次林	伐採・造成?				
22	二次林	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?	高木・芝生			
23	若齢林・草地	植林	針葉樹人工林	伐採・造成・植樹?				
24	農地	植林	針葉樹人工林	造成・植樹?				
25	農地	耕作放棄	耕作放棄地	造成・植樹?				
26	二次林	管理状況不明	二次林	伐採・造成・植樹?				
27	二次林	植林	針葉樹人工林	伐採・造成・植樹?				
28	二次林	管理状況不明	耕作放棄地	造成・植樹?				
29	農地	管理状況不明	二次林	造成?			芝生	プレー エリア
30	若齢林・草地	管理状況不明	二次林	伐採・造成?				
31	若齢林・草地	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?				
32	若齢林・草地	管理状況不明	若齢林・草地	伐採・造成?				
33	若齢林・草地	管理状況不明	耕作放棄地	造成?				
34	若齢林・草地	管理状況不明	農地	造成?				
35	農地	維持管理	農地	造成?				
36	農地	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?				
37	農地	耕作放棄	耕作放棄地	造成?				
38	二次林	管理状況不明	二次林	伐採・造成?				
39	二次林	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?				
40	二次林	管理状況不明	若齢林・草地	伐採・造成?				
41	二次林	管理状況不明	農地	造成?				
42	二次林	管理状況不明	耕作放棄地	造成?				
43	農地	維持管理	農地	造成	池・水路			
44	農地	耕作放棄	耕作放棄地	造成				

前ページで整理した、現在、樹木等が存在するケース 1～22 について、その分布状況を地図上に示した。

比較的、生物多様性の再生ポテンシャルが高い可能性のあるケース 1、4、6(かつては二次林や若齢林・草地で、現在は放棄草地や放棄林)は、インコースに多く分布し、アウトコースでは少ない傾向があった。

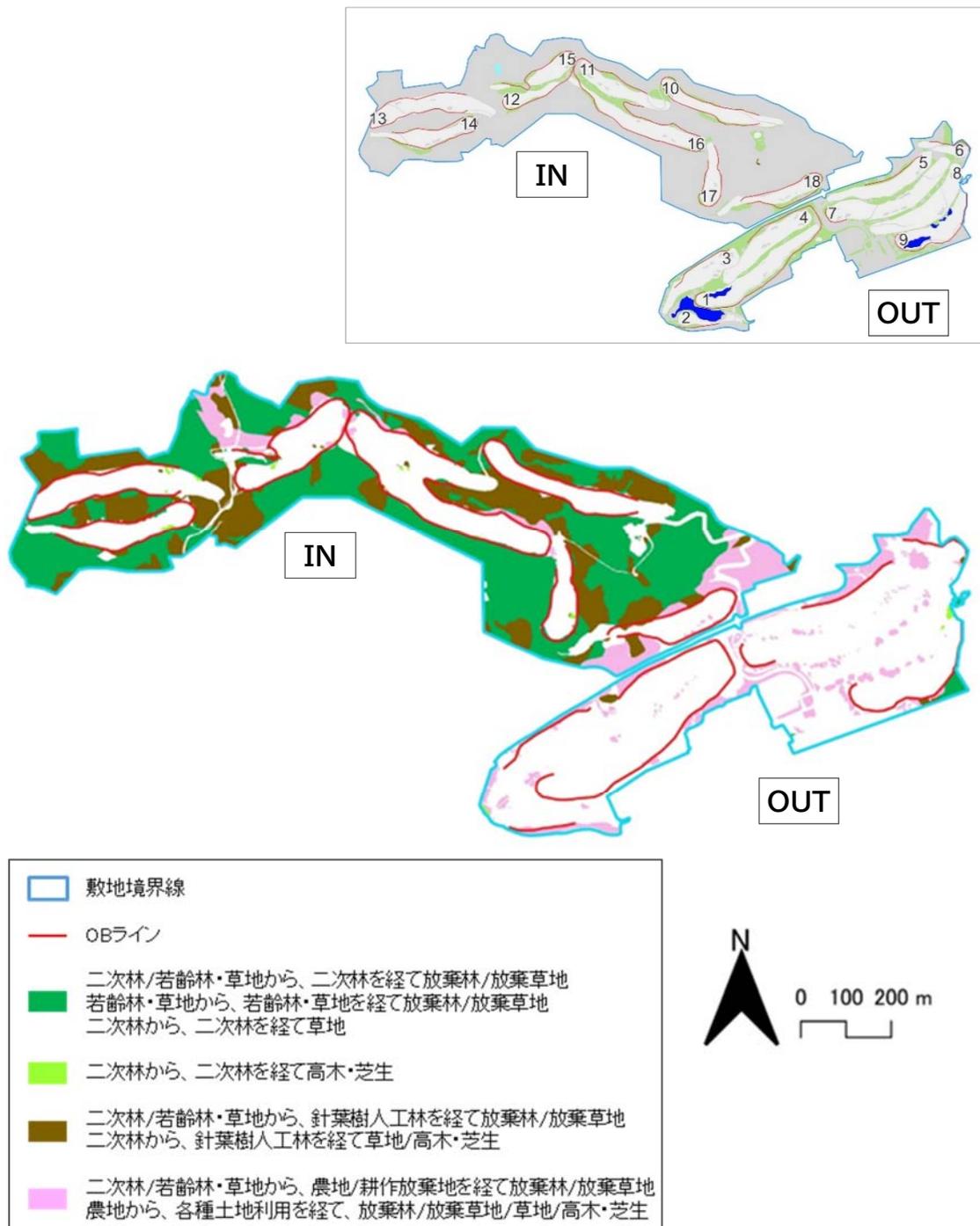


図. 各環境タイプにおける過去からの変遷パターンごとの分布.

評価

前ページまでに、当該施設における過去から現在までの環境タイプの分布状況と、面積の推移が整理された。このため、本事業は要件 1 を満たすものと認める。

要件 2. 現状の管理内容の確認

要件

管理区分ごとの配置を地図上に示すとともに、それぞれの管理内容(草刈頻度・刈高・農薬使用状況・管理時期)を整理する。

確認内容

現状の管理内容は下記の通りである。

① ティーイング・エリア(ティー)

芝の種類は洋芝(ブルーグラス、ライグラス、ベント)である。5～11月に週1回芝刈を行い、刈高は13mmに設定している。除草剤は5、10月、殺虫剤は年2～3回使用する。

② フェアウェイ

芝の種類は洋芝(ブルーグラス、ライグラス、ベント)とノシバである。5～11月に週1回芝刈を行い、刈高は13mmに設定している。除草剤は5、10月、殺虫剤は年2～3回使用する。

③ ラフ

芝の種類は洋芝(ブルーグラス、ライグラス、ベント)である。5～11月に週1回芝刈を行い、刈高は40mmに設定している。除草剤は5、10月、殺虫剤は年2～3回使用する。

④ ジェネラルエリアの内、林

樹林については、基本的に管理を行っていない。

⑤ ペナルティ・エリア(池など)・バンカー

修景池については、水草の抑制のため、ソウギョとコイが放流されている。

調整池については、基本、無管理であるが、2番ホールの間にある調整池については、年2～3回(夏・秋)草刈を行い、5、10月に除草剤を使用している。

⑥ パッティング・グリーン(グリーン)

芝の種類はベントグラス(ペンリンクス)である。5～11月に毎日芝刈を行い、刈高は3～4mmに設定している。除草剤は4、10月、殺虫剤は月1～2回使用する。

⑦ アウト・オブ・バウンズ(OB)

樹林・草地のいずれにおいても、基本的に管理を行っていない。

⑧ ストックヤード

春から秋にかけて、落葉落枝が搬入される。

前ページに整理した管理区分の配置は下記図の通りである。

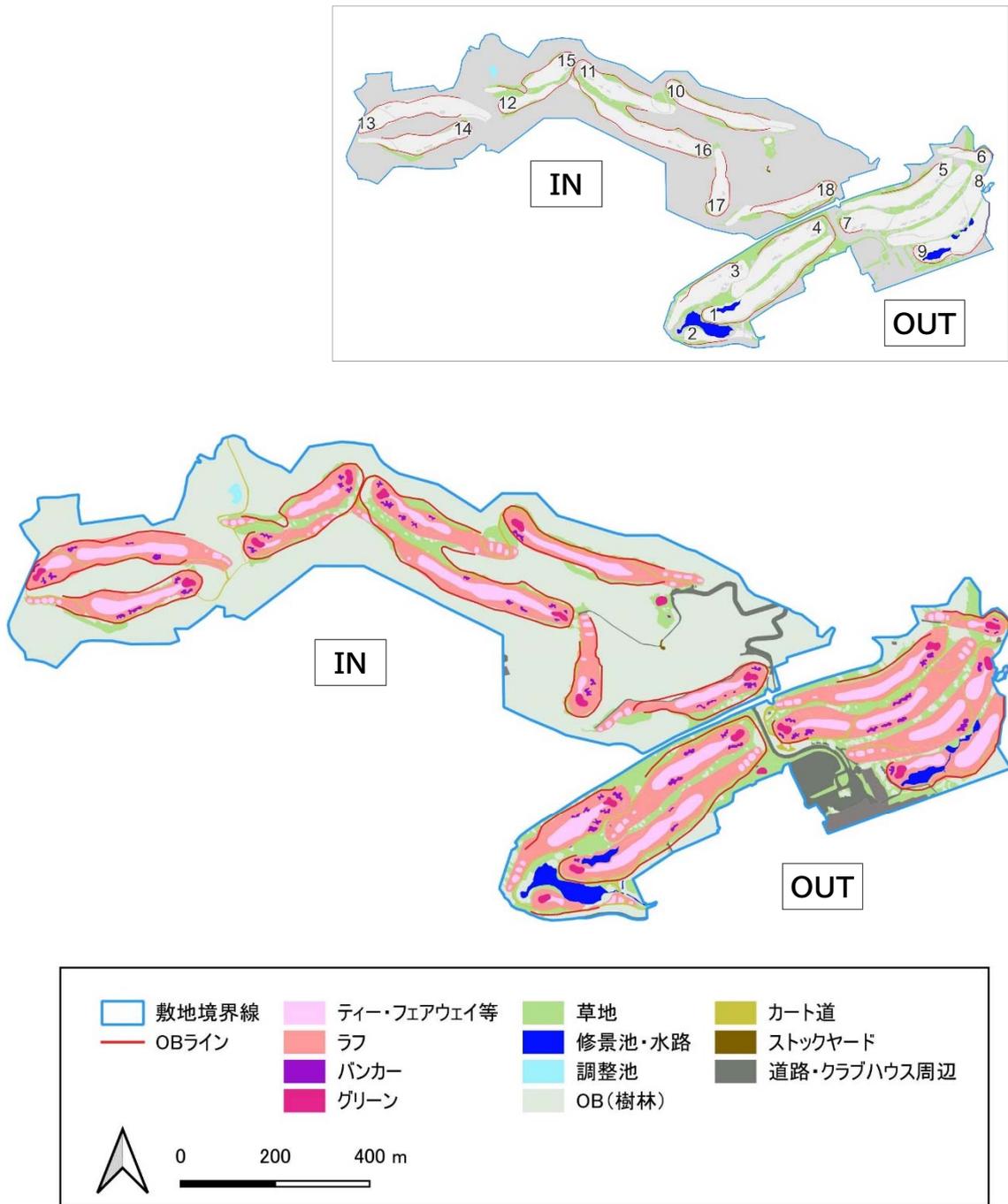


図. 管理区分の配置.

主な管理区分について、現状の写真を以下に示す。



ティーイング・エリア



フェアウェイ



ラフ(左側)とOBの草地(右側)



修景池



OBの樹林



ストックヤード

評価

前ページまでに、当該施設における管理区分ごとの配置と、それぞれの管理内容(草刈頻度・刈高・農薬使用状況・管理時期)が示された。このため、本事業は要件 2 を満たすものと認める。

要件 3. 外来種等の使用抑制

要件

認証後は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に掲載されている種を新たに導入しない。また、「ティーイングエリア・フェアウェイ・ラフ・グリーン・クラブハウス周辺・花壇」以外のエリアでは、その他の外来種や園芸種の導入も行わないものとし、在来種を使用する場合も、地域性系統を考慮するものとする。

確認内容

外来種等の使用抑制について決定した内容は下記の通りである。

- 認証後は敷地全体において、生態系被害防止外来種(特に、ソウギョなど)を新たに導入しないものとする。
- 下図の黄色エリア(ティーイングエリア・フェアウェイ・ラフ・グリーン・クラブハウス周辺・花壇)以外のエリア(オレンジ色エリア)では、その他の外来種や園芸種の導入も行わず、在来種を使用する場合も、地域性系統を考慮する。

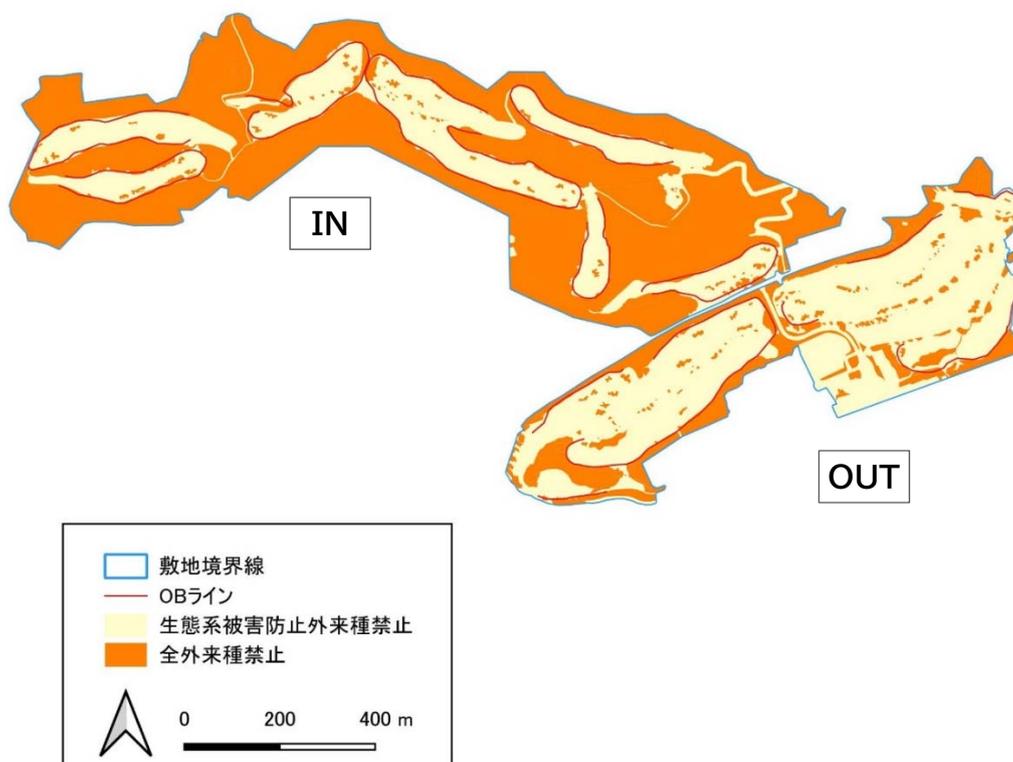


図. 外来種等の使用抑制エリア。

評価

前ページの通り、当該施設における外来種等の使用抑制が計画されている。このため、本事業は要件 3 を満たすものと認める。

要件 4-1. 生物多様性保全型の管理[除草剤不使用]

要件

生物多様性保全型の管理を行い、かつ、除草剤を使用しない区域を面積比率で全体の 5% 以上設定する。

確認内容

生物多様性保全型の管理について決定した内容は下記の通りである。

- 要件 1 における分析結果を踏まえると、当該施設では、適切な管理により維持される二次林や二次草地、地形によっては湿地環境を確保することが望ましいと考えられる。
- インコースについては、OB ラインから内側へ 2m のバッファ内と、ススキ草地が確認されている非管理の草地①の区域を「生物多様性保全型の管理区域」とする。OB ラインから内側へ 2m のバッファ内は、草刈り頻度を 2 年に 1 回(樹林化を抑制する程度)～年 3 回とし、草地①の区域は、1～3 年に 1 回の草刈りを実施する(ただし毎年草刈りを行う場合は、夏から秋に開花・結実する植物の繁殖機会を確保するため、春～9 月までの草刈りを行わない年を、最低 3 年に 1 回は設けるものとする)。
- アウトコースについては、OB ラインから両側へ 2m ずつ(4m 幅)のバッファ内および、ススキが優占し一部でセイタカアワダチソウ等の外来植物が確認されている草地②と、斜面の崩落地でススキや低木類が侵入している草地③の区域を「生物多様性保全型の管理区域」とする。OB ラインから内側へ 2m のバッファ内は、草刈り頻度を 2 年に 1 回(樹林化を抑制する程度)～年 3 回とし、OB ラインから外側へ 2m のバッファ内は、下刈りを 1～3 年に 1 回行う。また草地②の区域は、外来種が開花する期間(9～10 月)に草刈りを実施し、草地③の区域は、1～3 年に 1 回の草刈りを実施する。
- 「生物多様性保全型の管理区域」においては、いずれも、除草剤を使用しないものとする。

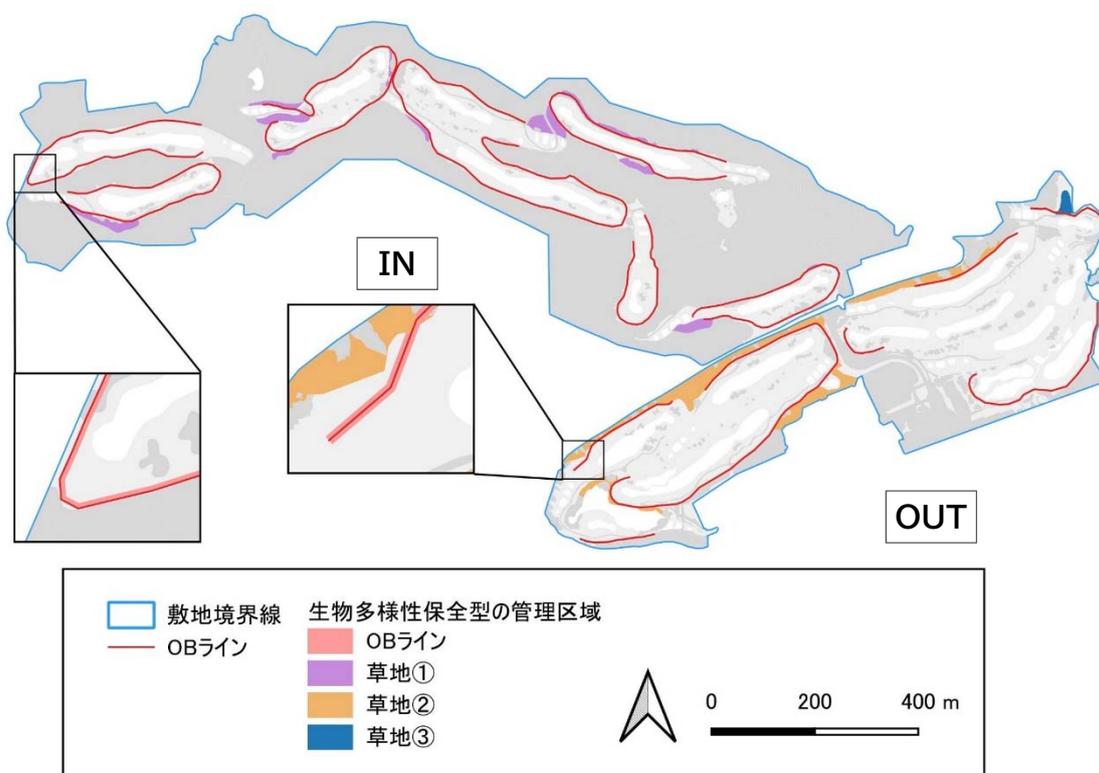


図. 生物多様性保全型の管理[除草剤不使用]を行う区域の位置.

生物多様性保全型の管理区域として設定する箇所について、現状の写真を以下に示す。



OB ライン沿い(インコース)



草地①(インコース)



草地①(インコース)



OB ライン沿い(アウトコース)



草地②(アウトコース)



草地③(アウトコース)

「生物多様性保全型の管理区域」として設定した場所について、過去からの環境の変遷を下表に整理した。

表. 生物多様性保全型の管理区域(ピンク色のセル)とそれ以外の区域(灰色のセル)における過去からの環境の変遷.

ケース	終戦直後 (1948年)	⇒	着工前 (1978年)	⇒	申請時 (2024年)	⇒	将来	区域	
1	二次林	管理状況不明	二次林	伐採・管理放棄	放棄草地	適切に 維持管理	草地	OB エリア	
2	二次林	植林	針葉樹人工林	伐採・管理放棄					
3	二次林	管理状況不明	農地	管理放棄					
4	若齢林・草地	管理状況不明	二次林	伐採・管理放棄					
5	若齢林・草地	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?					
6	若齢林・草地	管理状況不明	若齢林・草地	伐採・管理放棄					
7	農地	耕作放棄	耕作放棄地	管理放棄					
8	農地	耕作放棄	耕作放棄地	植樹?管理放棄	放棄林	管理放棄	放棄林		
9	若齢林・草地	管理状況不明	二次林	管理放棄					
10	若齢林・草地	植林	針葉樹人工林	管理放棄					
11	若齢林・草地	管理状況不明	若齢林・草地	管理放棄					
12	若齢林・草地	管理状況不明	耕作放棄地	植樹?管理放棄					
13	農地	維持管理	農地	造成?・植樹 管理放棄					
14	農地	管理状況不明	二次林	管理放棄					
15	農地	管理状況不明	若齢林・草地	管理放棄					
16	農地	植林	針葉樹人工林	管理放棄					
17	二次林	管理状況不明	二次林	管理放棄					
18	二次林	植林	針葉樹人工林	管理放棄					
19	二次林	管理状況不明	耕作放棄地	植樹?管理放棄				草地	適切に 維持管理
20	農地	耕作放棄	耕作放棄地	造成?					
21	二次林	管理状況不明	二次林	伐採・造成?					
22	二次林	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?					
23	若齢林・草地	植林	針葉樹人工林	伐採・造成・植樹?	高木・芝生	適切に 維持管理	二次草地的 芝生		
24	農地	植林	針葉樹人工林	造成・植樹?					
25	農地	耕作放棄	耕作放棄地	造成・植樹?					
26	二次林	管理状況不明	二次林	伐採・造成・植樹?			芝刈り・ 農薬使用	高木・芝生	
27	二次林	植林	針葉樹人工林	伐採・造成・植樹?					
28	二次林	管理状況不明	耕作放棄地	造成・植樹?	芝生	適切に 維持管理	二次草地的 芝生		
29	農地	管理状況不明	二次林	造成?					
30	若齢林・草地	管理状況不明	二次林	伐採・造成?					
31	若齢林・草地	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?					
32	若齢林・草地	管理状況不明	若齢林・草地	伐採・造成?					
33	若齢林・草地	管理状況不明	耕作放棄地	造成?					
34	若齢林・草地	管理状況不明	農地	造成?					
35	農地	維持管理	農地	造成?					
36	農地	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?					
37	農地	耕作放棄	耕作放棄地	造成?				芝刈り・ 農薬使用	芝生
38	二次林	管理状況不明	二次林	伐採・造成?					
39	二次林	植林	針葉樹人工林	伐採・造成?					
40	二次林	管理状況不明	若齢林・草地	伐採・造成?					
41	二次林	管理状況不明	農地	造成?					
42	二次林	管理状況不明	耕作放棄地	造成?					
43	農地	維持管理	農地	造成	池・水路	池・水路			
44	農地	耕作放棄	耕作放棄地	造成					

評価

前ページまでに示された「生物多様性保全型の管理区域」を合計すると、面積は43,574 m²となる。全敷地面積(820,977 m²)で割ると、5.3%となる。このため、本事業は要件 4-1-1 を満たすものと認める。

要件 4-2. 生物多様性保全型の管理[農薬不使用]

要件

要件 4-1 と同様に生物多様性保全型の管理を行い、かつ、農薬を使用しない区域を面積比率で全体の 5%以上設定する。

確認内容

要件 4-1 で述べた通り、インコースについては、OB ラインから内側へ 2m のバッファ内と、草地①の区域、アウトコースについては、OB ラインから両側へ 2m ずつ(4m 幅)のバッファ内および、草地②と草地③を含む区域(以下、区域 A と称す)については、生物多様性保全型の管理を行うとともに、除草剤は使用しない。さらに区域 A では、殺虫剤等を含め、農薬を使用せずに管理を行うものとする。

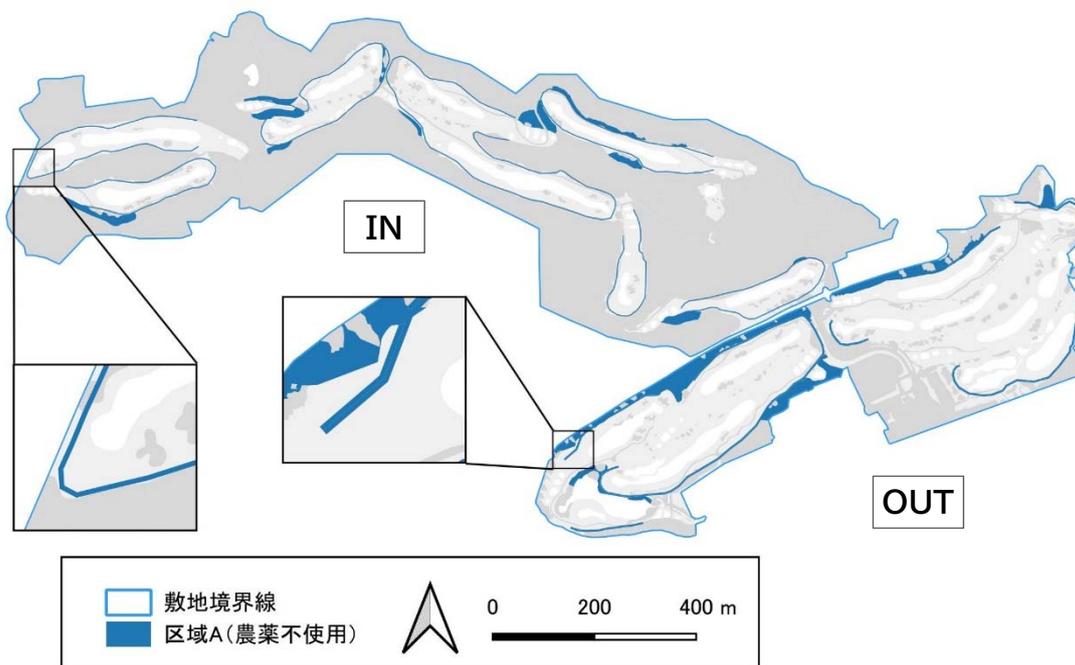


図. 生物多様性保全型の管理[農薬不使用]を行う区域の位置.

評価

前ページに示された「生物多様性保全型の管理を行い、かつ、農薬を使用しない区域」を合計すると、面積比率は 5.3%である。このため、本事業は要件 4-2-1 を満たすものと認める。

要件 5. 生物調査を踏まえた管理

要件

優占種等、または、希少動植物等、または、植物群落の状況を調査し、それらの調査結果を踏まえた管理を行う。調査は原則として認証時点の1年前から認証時点の1年後までの間に実施するものとする。ただし、評価ランクの設定に関連して、調査のシーズン(春期・秋期など)や種類(要件 5-1～5-3)が複数求められるランクにおいては、2つ目以降の調査に関しては、次の更新年まで(認証取得後1～4年目)の間に実施すれば良いものとする。

確認内容

今回の申請時点では調査は実施されておらず、現時点では今後の実施予定もない。

評価

生物調査を踏まえた管理が実施されておらず、また計画もされていないことを確認した。このため、本事業は要件 5 を満たさないものとする。保全効果を確認しながら順応的管理を継続するために、生物調査の計画・実施を今後検討することが望ましい。

要件 6. 普及啓発

要件

認証取得に係る情報を当該施設の関係者や利用者へ周知するための掲示を行う。

確認内容

当該施設の掲示の計画は下記の通りである。

(1) 認証書および取組位置図

下図に示した位置(ホテルタングラム)において掲示予定。

(2) 生物多様性保全型の管理区域の看板

下図に示した位置にて設置予定。

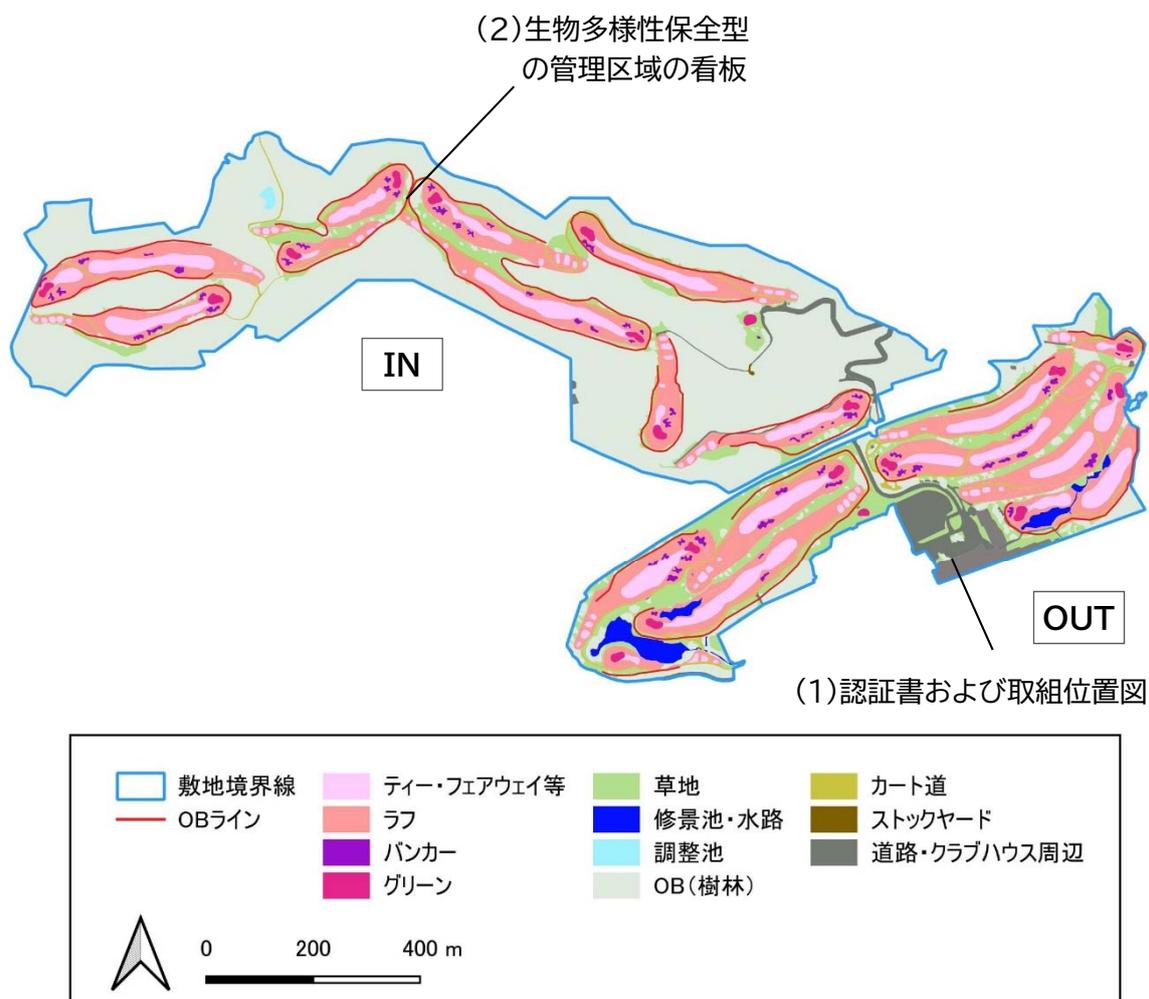


図. G 認証取得に係る情報周知のための看板等の設置位置.

評価

前ページの通り、情報周知のための看板の設置等が計画されている。このため、本事業は要件 6 を満たすものと認める。

G 認証審査レポート:斑尾東急ゴルフクラブ

2025年3月発行

編集 公益財団法人日本生態系協会

発行 公益財団法人日本生態系協会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

電話 03-5951-0244

URL www.ecosys.or.jp/

* 禁無断転載・複製

© (公財)日本生態系協会 2025